

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

1 概要

この制度は、社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、利用料の軽減を行うものです。

2 軽減対象者

軽減対象者は、要介護(要支援)と認定された方からの申請に基づき、市町村が低所得であると認定した方で、次のすべてに該当する方です。

- (1) 要介護被保険者又は要支援被保険者であること。
- (2) 世帯すべての世帯員が住民税非課税であること。
- (3) 世帯の年間収入の合計が、単身世帯は 150 万円、複数世帯は 150 万円に世帯構成員数から 1 を減じた数に 50 万円を乗じて得た額を加算した額以下であること。
- (4) 世帯の預貯金等の額の合計が、単身世帯は 350 万円、複数世帯は 350 万円に世帯構成員数から 1 を減じた数に 100 万円を乗じて得た額を加算した額以下であること。
- (5) 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (6) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市民税の控除対象者及び医療保険の被扶養者になっていないこと)
- (7) 介護保険料を滞納していないこと。

3 申請方法

申請に当たっては、次の書類をご用意の上、市役所長寿課の窓口へ提出してください。軽減対象者と認定されると、市町村から「軽減確認証」が交付されます。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- (2) 自己申出書
- (3) 介護保険被保険者証の写し
- (4) 世帯全員の貯金通帳・預金証書等の写し
 - ア 表紙裏の見開きページ(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載)
 - イ 前年1月1日から12月31日までの収支が確認できるページ
ただし、1月から7月に新規申請される場合は前々年1月1日から12月31日
 - ウ 最新の残高が確認できるページ
 - エ 定期預貯金の契約内容が確認できるページ
- (5) 申請日直近の年金振込み通知書等の写し

4 軽減対象サービス

軽減対象となるサービスは、次のとおりです。

- (1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
- (4) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (5) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設
- (6) 第1号訪問事業、第1号通所事業(介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するものに限る。)

5 軽減対象

軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費(滞在費)です。ただし、短期入所生活介護(ショートステイ)と介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の食費及び居住費(滞在費)は、介護保険負担限度額認定の適用を受けていない場合は、対象となりません。

なお、生活保護受給者については、個室に係る居住費のみ軽減対象です。

6 軽減割合

軽減割合は、原則として1/4です。ただし、老齢福祉年金受給者は1/2で、生活保護受給者は10/10です。